令和8年度
大和郡山市立学校等照明設備LED化設計・施工一括委託業務
公募型プロポーザル募集要綱

発注者：大和郡山市長

担当課：大和郡山市教育委員会事務局
教育総務課 施設係

目次

1. 事業の概要

1-1. 事業背景と目的

1-2. 事業対象施設

1-3. 対象設備・部位

1-4. 事業方式及び役割

1-5. 事業期間

1-6. 業務委託契約までの流れと手続き

1-7. 提案上限額

2. 参加資格要件

2-1. 基本要件

2-2. 実績要件

2-3. 体制要件

3. 応募方法

3-1. 参加表明

3-2. 資格審査結果通知

3-3. 提案書等の提出について

3-4. 参加の辞退

4. 選定スケジュール

5. 質問受付

6. 選定基準及び評価方法

6-1. 評価方式

6-2. 提案評価（技術提案点：60 点）

6-3. 価格評価（価格点：40 点）

6-4. 総合評価・交渉権者の決定

7.プレゼンテーション及びヒアリングの実施

8.契約金額及び支払条件

9.契約に関する事項・その他留意事項

令和 8 年度大和郡山市立学校等照明設備 LED 化設計・施工一括委託業務
公募型プロポーザル募集要綱
公告日：令和 8 年 11 月 6 日
発注者：大和郡山市長

1. 事業の概要
1-1 事業背景と目的

背景：令和 9 年 12 月をもって蛍光灯の製造が中止される予定であり、学校施設の照明器具の老朽化対策と省エネルギー対策が急務となっている。
目的：既存照明器具を LED 照明器具に更新し、学習・教育・執務環境の向上を図るとともに、電気料金及び CO_2排出量の削減を実現する。令和 10 年 3 月までに全施設の更新を完了させることを目的とする。

1-2 事業対象施設
大和郡山市立の小学校、中学校及び幼稚園（全 21 施設）

小学校（11 校）：郡山南小、郡山北小、郡山西小、昭和小、筒井小、矢田小、平和小、治道小、片桐小、片桐西小、矢田南小
中学校（5 校）：郡山中、郡山南中、郡山西中、郡山東中、片桐中
幼稚園（5 園）：郡山南幼、郡山北幼、郡山西幼、筒井幼、片桐幼

※具体的な施設名及び所在地は別紙「対象校・園一覧」を確認すること。

1-3 対象設備・部位

・学校及び幼稚園における普通教室、特別教室、保育室、遊戯室、職員室、管理諸室、廊下、階段、トイレ等の室内照明器具※
・体育館、屋内運動場等の照明器具※
・非常照明器具及び避難誘導灯
・屋外照明器具（街灯、庭園灯等）
※片桐幼稚園のトイレの全照明設備、郡山東中学校・片桐中学校のグラウンド照明は対象外とすること。
※小学校・中学校トイレの全照明設備は LED へ更新済み、体育館の一部の照明設備は、LED へ更新済みのため留意すること。

1-4 事業方式及び役割

本事業は、設計から施工までを一括して委託する「設計・施工一括公募型プロポーザル方式」を採用する。本プロポーザルへの参加は単独企業のみとし（複数企業による共同企業体での応募は認めない）、参加事業者は自らの責任において以下の役割をすべて担うこと。

・事業役割：契約手続及び事業遂行全般に対する責任を負うこと。
・調査設計役割：本事業に係る調査及び設計を実施すること。
・施工役割：本事業に係る施工を実施すること。
・その他役割：機器の供給等を実施すること。

【事業者選定の方針】

価格のみの競争ではなく、技術提案、実績、施工計画、及び地域経済活性化に資する「市内事業者活用計画」を総合的に評価する。特に、地域貢献の観点から市内電気工事業者の積極的な活用を求める。

1-5 事業期間

・事業期間：令和 8 年度～令和 9 年度（2 年間）
※令和 10 年 3 月 31 日までに完了させること。

1-6 業務委託契約までの流れと手続き

（1）全体工程

本事業の契約から施工までの全体工程は、以下の流れとする。
参加表明 → 参加資格審査 → 提案前現地調査 → 提案書提出 → プロポーザル審査・優先交渉権者決定 → 詳細協議 → 仮契約締結 → 市議会の議決（令和 9 年 3 月定例会予定）→ 本契約成立 → 全施設詳細調査・施工

・提案前の現地調査の必須化

参加資格を満たした者は、提案書及び提案見積額の正確性を期すため、必ず現地調査を実施すること。現地調査を実施しない状態での提案および見積書の提出は一切認めない。
参加事業者は、本市が貸与する既存照明器具台帳及び参考図面等の資料、並びに自ら実施した現地調査の結果に基づいて、提案書及び提案見積額を作成すること（※現地調査の詳細なルールについては、別途定める「現地調査実施要領」に従うこと）。

（2）契約の締結方法及び適用規則
①選定された優先交渉権者と本件業務における契約の締結交渉を行う。
② ①の結果、契約締結の合意に至らなかった場合、または優先交渉権者の提案において虚偽の記載、不正および違反が認められる場合は優先交渉権者を失格とし、次点交渉権者と契約の締結交渉を行う。次点交渉権者の提案においても同様の不正が認められた場合、本選考結果は無効とする。
③ 契約書は、大和郡山市契約規則、及びその他関係する法令の規定によるものとする。

（3）議会の議決と本契約の成立
① 本事業の契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および大和郡山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するものである。そのため、優先交渉権者決定後は「仮契約」を締結し、市議会の議決を得た後に「本契約」が成立するものとする。
② 大和郡山市は、当該議案が大和郡山市議会で可決されなかった場合であっても、仮契約の相手方に対していかなる損害賠償等の責任も負わないものとする。
③ なお、仮契約締結後から市議会の議決前に至る期間において、照明器具等の事前発注や調達を行う場合は、すべて受注者の責任及び費用負担において行うものとする。

（4）契約後の詳細調査及び見積額の厳守

・プロポーザル時の提案見積額を最終的な契約金額の上限とし、これを原則として超えることはできない。

・仮契約成立後、受注者の責任において全施設の現地詳細調査を実施することとなるが、プロポーザル時の「現地調査をしなかったこと」や「見落とし」等を理由とした契約金額の増額や変更は一切認めない。

・万が一、詳細調査の結果により費用増が見込まれる場合であっても、原則、提案見積額の範囲内に収まるよう、受注者の責任において代替案（器具変更等）の提示や調整を行うこと。
（※安全に関わるもの以外で契約金額を超える場合は、当該箇所の施工見送り等を含め、本市と協議のうえ予算内で確実に収めること）。

1-7 提案上限額

・提案上限額
４４４，１２５，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない提案（見積額）とすること。
※上記の金額は、見積書に記載する金額の限度額（税込）を示すものであり、実際の契約金額を約束するものではない。

・提案見積額に含めるべき費用
本業務の遂行に必要となる一切の費用を網羅し、以下の費用をすべて含めた総額（税込）として算出すること。

① 調査設計費
② 既存照明器具の撤去・処分費
③ LED 照明器具の本体費及び設置作業費
④ 保険費、諸経費
⑤ その他、本事業を完了させるために必要な一切の費用

2. 参加資格要件

2-1 基本要件

・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

・令和 8・9 年度大和郡山市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。（※ただし、未登録であっても、次項 3-1 に定める「名簿未登録者用の追加書類」を提出し、本市が同等の参加資格を有すると認めた場合は、本プロポーザルへの参加を許可するものとする。）

・過去 3 年間に重大な法令違反がなく、直近 3 年間で国及び地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。

・公告時点で大和郡山市又は奈良県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

・公募日において建築一式工事又は電気工事業に係る「特定建設業許可」を有すること。

・下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。

①代表役員等若しくは一般役員等が，暴力団の関係者であると認められる，又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。

②代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正の利益を図り，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。

③ 代表役員等又は一般役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人，組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており，又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。

④代表役員等又は一般役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑤代表役員等又は一般役員等が，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ，若しくは④に該当することとなる法人，組合等であることを知りながら，これを利用するなどしていると認められる。

・過去 3 年間に本市との契約において債務不履行等の不誠実な行為がないこと。

・市税及び国税等について、いかなる滞納もないこと。

2-2 実績要件

参加資格として、事業者は以下の①および②の要件をすべて満たしていること。

① 件数要件（一定規模以上の実績）

過去 5 年間（令和 3 年 4 月～現在まで）の実績で、「学校施設」や「公共施設」もしくは、

それらと類似する施設における照明設備の LED 化業務（設計施工一括、または、施工業務）の契約実績が 2 件以上あること。（リース事業者を介して、一次下請けとして、設計施工一括または、施工業務を行ったものを含む。）
※なお、上記 2 件の実績は単発の小規模修繕（数十万円～数百万円規模等）を除くものとし、各案件において以下のいずれかの実績を有していること。

ア． 1 契約あたりの請負金額が 1,000 万円以上 の案件
イ． 1 契約で 複数施設（2 施設以上） を対象とした案件
ウ． 1 契約あたりの LED 照明器具交換台数が 300 台以上 の案件

② 大規模要件（本事業と同等規模の実績）
上記①の 2 件の実績のうち、少なくとも 1 件は、本事業に見据え、以下のいずれかの大規模な規模を満たしていること。

ア． 1 契約あたりの請負金額が 1 億円以上の案件
イ． 1 契約で 複数施設（5 施設以上） を一括して施工した案件
ウ． 1 契約あたりの LED 照明器具交換台数が 3,000 台以上 の案件

2-3 体制要件

・統括責任者：第 1～3 種電気主任技術者、又は電気設備の工事監理実務を「通算 5 年以上（公共案件含む）」有する者を配置すること。

・設計担当者：電気設備設計の実務経験を「通算 3 年以上」有する者を配置すること。

・施工管理者：第 1 種又は第 2 種電気工事士であり、施工管理実務を「通算 3 年以上」有する者を配置すること。

・市内業者の活用（必須）：市内に本店又は支店等を有する電気工事業者を下請けとして積極的に活用すること。提案書内では、「市内業者の活用方針」や、「活用予定の業務範囲（例：器具交換作業、産廃運搬等）」について、具体的な計画として提示すること。

3. 応募方法
3-1 参加表明

・期限：令和 8 年 11 月 6 日（金）～令和 8 年 11 月 25 日（水）17:15 まで
・提出書類：
参加を希望するすべての企業は、以下の書類を提出すること。

① 参加表明書（様式 1）

【追加書類】（※本市の入札参加資格者名簿に登録がない企業のみ）
※名簿未登録の企業は、上記「① 参加表明書（様式 1）」に加えて以下の 3 点も合わせて提出すること。
・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行から 3 ヶ月以内のもの
・法人印鑑証明書 ※発行から 3 ヶ月以内のもの
・直近決算年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれに準ずるもの）

【共通書類】 企業・財務に関する書類
（※全企業が「① 参加表明書（様式 1）」に加えて以下の添付書類を一式として提出すること）
・特定建設業許可証の写し（建築一式工事又は電気工事業に係るもの）
・会社概要がわかる資料（会社案内パンフレット等）
・直近 3 年間の決算書
・法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書

② 配置予定技術者調書（様式 2）
（※以下の添付書類を一式として提出すること）
・配置予定技術者の資格証の写し
・配置予定技術者の技術経歴書
・配置予定技術者の雇用関係が確認できる書類（健康保険証の写し、雇用保険被保険者資格取得確認通知書、または雇用証明書等）

③ 実績書（様式 3）
※記載内容を証明するため、契約書の写しなど、契約実績を証する書類を必ず添付すること。（※添付がない場合は、実績として認められないことがあります。）
※なお、要件に合致する該当実績の件数が多いほど、加点評価の対象としますので、対象となる実績はもれなく記載すること。

④ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式 4）

・提出先：
〒639-1198　奈良県大和郡山市北郡山町２４８番地４
TEL：0743-53-1703（直通）FAX：0743-52-3211
大和郡山市教育委員会事務局　教育総務課　施設係に持参又は郵送すること。

3-2 資格審査結果通知

・令和 8 年 12 月 4 日（金）までに随時書面で通知する。

3-3 提案書提出

（1）提案書等の提出について

①提出書類および部数

ア. 技術提案審査申請書（様式 5） 1 部

イ. 技術提案書　11 部（正本 1 部、副本 10 部）

・A4 版で作成すること
・図面等に限り A3 版の使用を認める（A3 版は A4 版 2 ページ分として換算)。

・表紙、目次はページ数に含めない。

・提案項目ごとのページ数制限は設けない。

・A4 判カラー印刷で作成すること

※審査の公平性を保つため、技術提案書（表紙・本文・図面等を含むすべてのページ）の誌面内には、応募企業（施工業者等）を特定できる名称や情報（社名、商号、ロゴマーク、グループ名、役職員の氏名など）を一切記載しないこと。
（※なお、提案内容において使用する機器のメーカー名や型番、カタログ等に記載の固有名称の記載は差し支えありません。）

ウ. 見積書（様式 6）　：　11 部（正本 1 部、副本 10 部）
内訳を明記すること。本見積金額の根拠となる内訳（施設ごとの金額や工事費・設計費等の内訳がわかるもの）を本紙に記載するか、または内訳書を別紙として必ず添付すること。

②技術提案書作成上の注意点
審査員が公平かつ円滑に評価を行えるよう、以下の点を厳守して作成してください。

ア. 文字サイズ・フォント
・本文の文字サイズは原則として 10.5 ポイント以上とすること。

・視認性の高いフォント（UD フォント、ゴシック体、明朝体等）を使用し、読みやすい資料作成を心がけること。

イ. ページ管理のルール
・全体で 45 ページ以内（A3 版は A4 換算で 2 ページ分）を厳守すること。
※ページ数を超過した場合、審査の対象外または減点対象となる場合があるため十分注意すること。

ウ. 見積内容の整合性
・見積書は、技術提案の内容（設計、器具、施工、産廃処理など）と完全に整合していること。

（2）　提出期限・提出先
・提出期限：令和 9 年 1 月 25 日（月）　17:15 まで（必着）
・提出方法：持参または郵送
・提出先　；〒639-1198　奈良県大和郡山市北郡山町２４８番地４
TEL：0743-53-1703（直通）FAX：0743-52-3211
大和郡山市教育委員会事務局　教育総務課　施設係

3-4 参加の辞退

参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式 7)」を本市へ提出すること。

4. 選定スケジュール

実施事項	日程・期限
プロポーザル公告期間	令和 8 年 11 月 6 日(金)～11 月 25 日(水)
質問受付期間	令和 8 年 11 月 6 日(金)～11 月 13 日(金) 17:15
質問回答公表	令和 8 年 11 月 20 日(金)
参加表明書受付期間	令和 8 年 11 月 6 日(金)～11 月 25 日(水) 17:15
参加資格審査結果通知	参加表明書受理後、随時審査のうえ通知 最終通知期限：令和 8 年 12 月 4 日(金)
参考図面等資料提供	資格審査合格通知後に随時貸与
現地調査期間（資格合格者のみ）	資格審査合格日～令和 9 年 1 月 25 日(月)
提案書受付期限	令和 9 年 1 月 25 日(月) 17:15
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 9 年 1 月 28 日(木)
優先交渉権者決定	令和 9 年 2 月 1 日(月)
結果通知	令和 9 年 2 月上旬予定
仮契約締結	令和 9 年 2 月上旬予定
本契約議決（3 月定例市議会）	令和 9 年 3 月中旬

※本業務においては、全参加者を対象とした一斉の「現地説明会」は実施しない。参加資格を満たした者に対し参考図面等の資料を貸与し、上記期間内においての現地調査を認める。現地調査の実施にあたっては、学校運営の妨げとならないよう、別途定める現地調査実施要領に従い必ず事前に日程調整を行うこと。

5. 質問受付

・受付期間：令和 8 年 11 月 6 日(金)～11 月 13 日(金) 17:15 まで

・提出方法：担当課メールアドレス宛に質問書（様式 8）を提出すること。

・メールアドレス：kyoikuS@city.yamatokoriyama.lg.jp

・回答方法：個別回答は行わず、令和 8 年 11 月 20 日(金)に市ホームページにて全応募者に共通する質問と回答を公表する。

6. 選定基準及び評価方法

6-1 評価方式

総合評価方式（技術提案点 60 点 ＋ 価格点 40 点 ＝ 100 点満点）

6-2 提案評価（技術提案点：60 点）
各評価委員（6 名）が以下の項目に基づき 60 点満点で採点する。

※本提案書は、審査・評価の基準を踏まえ、以下の 5 項目について具体的に記載してください。
第 1 部：企業の実績・体制 （15 点満点）

(1) ① 実績・件数要件（一定規模以上の実績）【必須条件：2 件以上】
過去 5 年間（令和 3 年 4 月～現在まで）の実績で、「学校施設」や「公共施設」もしくは、それらと類似する施設における照明設備の LED 化業務（設計施工一括、または、施工業務）の契約実績が 2 件以上あること。（リース事業者を介して、一次下請けとして、設計施工一括または、施工業務を行ったものを含む。）
※これが参加の必須条件となります。なお、該当する実績の件数が多いほど、加点評価の対象とします。
※なお、上記の実績は単発の小規模修繕（数十万円～数百万円規模等）を除くものとし、各案件において以下のいずれかの実績を有していること。

ア． 1 契約あたりの請負金額が 1,000 万円以上 の案件
イ． 1 契約で 複数施設（2 施設以上） を対象とした案件
ウ． 1 契約あたりの LED 照明器具交換台数が 300 台以上 の案件

② 大規模実績・件数要件（本事業と同等規模の実績）【必須条件：1 件以上】
上記①の実績のうち、少なくとも 1 件以上は、本事業に見据え、以下のいずれかの大規模な規模を満たしていること。（※これも参加の必須条件となります。なお、この大規模要件に該当する実績の件数が多いほど、加点評価の対象とします。）

ア． 1 契約あたりの請負金額が 1 億円以上の案件
イ． 1 契約で 複数施設（5 施設以上） を一括して施工した案件
ウ． 1 契約あたりの LED 照明器具交換台数が 3,000 台以上 の案件

(2) 施工管理体制の充実度
・体制の分厚さ：必須要件を超える手厚い人員配置（有資格者の複数配置など）や、本社・支店からの強固なバックアップ体制
・管理方法：複数校（全 21 施設）を同時に施工するための具体的かつ現実的なスケジュール管理および緊急時連絡網
・品質・安全管理体制：IT ツール（現場管理アプリ等）の活用や、本社の安全部門による

現場パトロールなど、ミス・事故を防ぐ独自の工夫
・実績と財務の信用性：過去の工事において、工期を遵守し、無事故、無災害で事業を完了させた実績があるか
財務状況が良好で、十分な支払い能力があるか。または、本社、協力会社、金融機関等との資金的バックアップにより工事や支払いが滞るのを防ぐ仕組みが明確に示されているか

(3) 維持管理・保証及びアフターサポート体制
・保証内容と部品供給：長期のメーカー保証年数（5 年以上等）および製造終了後の部品供給期間の担保
・故障対応・初期サポート：施工中から全施設施工完了までの令和 10 年 3 月末の期間内における、分かりやすい連絡窓口の設置や、トラブル時の迅速な駆けつけ体制。
・長期的なアフターフォロー体制：施工後においても、市内の業者と連携しながら、有償による、長期の修繕・メンテナンス対応など、将来にわたって安心できる持続的なアフターフォローの提案

第 2 部：施工計画の適切性　（15 点満点）

※本項目では、以下の(1)工程管理・行事への配慮、(2)安全管理に関する計画の双方について具体的に記載してください。

(1) 工程管理・行事への配慮
・行事・授業への配慮：授業中の騒音・振動を避ける工夫、休日・放課後（16 時以降）・長期休業期の活用計画、動線分離の具体策
・スケジュールの具体性：全 21 施設を並行して進めるための全体工程表および具体的な施工手順・進捗管理手法
・リカバリープラン（遅延対策）：天候不良や現地調査時の図面乖離などを見越した、増員計画や「複数パターンの工程調整策」

(2) 安全管理体制
・物理的な安全対策・事故防止：児童生徒と作業エリアの明確な分離（誘導員配置・バリケード等）、工具や資材の落下・置き忘れ防止策、資材の原則当日搬出入

・作業員への安全教育・マナー：現場に入る全作業員への事前教育計画、学校特有のルール（挨拶、喫煙禁止、不審者と間違われないための身分証着用等の徹底）

・安全パトロール・緊急時対応：本社等による現場の安全パトロール体制、万が一の事故・

トラブル発生時の明確な連絡網と対応フロー

第 3 部：市内業者の活用計画 （10 点満点）

※本項目では、以下の観点に沿って具体的な方針や計画を提示してください。

(1) 活用の規模とバランス
・適正な業務分散の仕組み：特定の 1〜2 社に偏った独占や、実績づくりのための少額な社数稼ぎではなく、複数の地元電気工事業者に実質的な利益がしっかり行き渡る高い下請け割合と適切な分散計画

・活用方針と業務範囲：市内事業者の活用方針および、具体的な活用予定の業務範囲（例：器具交換作業、産廃運搬等）の明記

(2) 独自の波及効果
・工事以外の地域内調達：電気工事だけに留まらず、資材調達・産廃処理・機材リースなども大和郡山市内で回すための独自の工夫や連携策

(3) 地元業者への配慮
・適正な取引条件：下請けとなる地元事業者が納得する適正な請負金額の設定

・資金繰りへの配慮：地元企業の経営に配慮した支払い条件の設定
第 4 部：LED 照明器具の選定・照度計画（10 点満点）

※本項目では、以下の観点に沿って具体的な計画と選定理由を記載してください。

(1) 基本性能・照度計画
指定するモデル校（郡山中学校）の各室種（普通教室・特別教室・職員室・廊下階段・屋外等）における用途に応じた最適な照度計画とすること。
照度算定にあたっては、以下の基準を遵守すること。

・基準となるデータ：「大和郡山市立学校等施設照明器具一覧（計算用）」の「郡山中学校」の照明器具を基準に算出すること。

・天井高・配置： 天井高および器具配置は、市が提供している「参考図面」を基準とすること。

・計算条件： 机上面高は 750mm（※ただし、廊下・階段・屋外は床面から 150mm 以内とする）、保守率は 0.8 等に基づき、各室種で必要な「照度基準」を確実に確保する計画とすること。

「照度基準」

室種	照度基準（lx）	根拠
普通教室	300～500	JIS Z 9110
特別教室（理科室、音楽室）	300～500	JIS Z 9110
職員室	300～500	JIS Z 9110
廊下・階段	100（廊下）・150(階段)	JIS Z 9110
トイレ	200	JIS Z 9110
体育館	300～500	JIS Z 9110
屋外照明器具	300	JIS Z 9110 外部に設置することを想定し、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること

・算出根拠の提示：照度計算ソフトによる照度シミュレーション（照度分布図・計算条件・使用器具使用等を含む）を必ず提出すること

(2) 品揃え・品質・信頼性

・豊富な品揃えと適合性：学校内の多様な空間のそれぞれに最適な専用器具や、豊富なラインナップが取り揃えられていること

・堅牢性と調達の安心感：故障しにくい堅牢な作り、メーカーの実績、長期的な部品調達（保守・供給）に安心感があることの証明

(3) 安全性・美観・有益性のプラスアルファ提案

・光環境の最適化・子供の目の健康：まぶしさ（グレア）やちらつき（フリッカー）がしっかりと抑えられているか、黒板が見えやすい工夫があるか

・安全性：児童生徒の安全を最優先とし、耐震性への配慮や二重落下防止ワイヤーの装備など、万が一の事故を防ぐ堅牢な安全性が確保されているか

・意匠性：施工後の天井面がすっきりと収まり、学校施設にふさわしい清潔感や落ち着きのあるデザインなど、視環境とデザイン性の両面に配慮されているか

・独自の選定理由：「なぜこの器具を選んだか」という教育環境の質的向上・施設運営最適化のための独自の工夫を明確に記述すること

第 5 部：省エネ・環境・社会対応に向けた自由提案（10 点満点）

※本項目では、以下の観点に沿って具体的に提案してください。指定の試算（①、②）に基づく確実な数値の提示に加え、企業の強みを活かした独自のアイデアや学校現場への寄り添いが感じられる付加価値の提案が重要となります。

(1) 省エネルギー効果試算
・算定の前提：「大和郡山市立学校等施設照明器具一覧（計算用）」の各学校施設の照明器具データを基に算出すること。

・追加の工夫：さらに消費電力を抑えるための独自の制御や工夫がある場合は併せて記載すること。

①電力削減量の算出
・算定式：(現行設備消費電力(kW) － 提案設備消費電力(kW)) × 1,600 時間 × 31 円/kWh

②CO_2削減量の算出：
・算定式：(現行設備消費電力(kW) － 提案設備消費電力(kW)) × 1,600 時間 × 0.423 kg-CO_2/kWh

(2) 環境・廃棄物対策
・環境にやさしい製品の選定：省エネルギー等の環境配慮製品の選定方針

・廃棄物処理計画：産業廃棄物の適正処理およびマニフェスト管理を含むリサイクル計画

(3) 独自の提案性・付加価値
・大和郡山市の施設特性に合わせた提案：他社にはない貴社独自の付加価値や独自の貢献策を自由に提案すること。
（例：視環境向上技術、避難所としての機能強化など、学校現場のニーズに寄り添った特色あるアイデア等）

合 計（技術提案点：60 点満点）

6-3 価格評価（価格点：40 点満点）
過度な価格偏重を防ぎつつ、適正かつ経済的な提案を評価するため、以下の算出方式により価格点を付与する。

・計算式（複数者参加の場合）：
価格点 ＝ 40 ×（ 有効最低提案見積額 ÷ 自社の提案価格 ）
※算出値の小数点第 1 位を四捨五入する。

・計算式（候補者が 1 社のみの場合）：
価格点 ＝（1 － 自社の提案価格 ÷ 提案上限額 ）× 100 とする。この場合、価格点は配点（40 点）を上限とする。

・失格要件：提案見積額が提案上限額を超える場合

6-4 総合評価・交渉権者の決定
技術点と価格点を合算した「総合点（100 点満点）」が最も高い者を優先交渉権者とし、次点を次点交渉権者とする。同点の場合は技術点上位を、技術点も同点の場合はくじ引きにより決定する。
※なお、本プロポーザルへの参加（提案）が 1 者であった場合においても、上記審査基準に基づく審査（プレゼンテーション含む）を実施し、本市が設定する適格性の要件を十分に満たしている場合は、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

7. プレゼンテーション・ヒアリング

（1）選定委員会の設置
本市は「大和郡山市立学校等照明設備 LED 化設計・施工一括委託業務受託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を組織し、審査を行う。審査の結果、最も評価点数の高い者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者の 2 者を選定する。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施
企画提案書の提出があったすべての者に対し、提案内容をより理解するためのプレゼンテーションを依頼する。企画提案者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施し、評価・採点を行う。

① 実施概要

・時間： プレゼンテーション 35 分、ヒアリング・質問 15 分の合計 50 分とする。
・方式： 1 者ずつの呼び込み方式とする。
・欠席者への対応： 欠席した場合は、本プロポーザルの受託候補者から除外する。
・使用機材： プロジェクターおよびスクリーンは市が用意する。パソコン等、その他プレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意すること（デモ機等の持ち込み可)。
また、統括責任者、設計担当者、施工管理者のうち、必ず 1 名以上は参加することとする（人数は 4 名以内とする)。

② 実施日程及び場所

・日程： 令和 9 年 1 月 28 日（木）
・場所： 大和郡山市役所 3 階 会議室
・その他： プレゼンテーションの順番は本市において決定し、実施時間の詳細等と併せて事前に参加者へ通知する。また、実施日当日に大雨警報等の気象警報発令が見込まれるような悪天候が予想される場合は、参加者へ事前連絡の上、プレゼンテーション審査の日程を延期する場合がある（予備日については令和 9 年 2 月 1 日とする)。

（3）審査方法
評価項目は別途「6.選定基準及び評価方法」のとおりとする。
選定委員 6 名による採点を行い、選定委員 1 名につき技術提案点 60 点満点とする（※価格点 40 点については別途算出)。
総合計点のうち本市が設定する適格性の要件を十分に満たし、かつ提案見積額が事業費の範囲内である企画提案者の中で交渉権者を決定する。
審査結果は参加表明者全員に通知する。

8.契約金額及び支払条件
・契約金額：
優先交渉権者が提出した提案見積額（消費税及び地方消費税を含む金額）を上限として契約金額を決定し、当該金額をもって契約金額とする。
・支払条件： 前金払は無。部分払は有（上限額等の詳細は協議のうえ定めるものとする)。
・契約保証金： 優先交渉権者は、本契約の締結時において、大和郡山市契約規則等に基づき、契約金額の 10 分の 1 以上に相当する額の契約保証金を納付・提出すること。

※なお、本件は債務負担行為による契約であるため、令和８年度中の出来高に対する支払（部分払の請求等）は発生しないものとする。請負代金（部分払金を含む）の請求日は、すべて令和９年度以降とする。部分払の上限額等詳細については、優先交渉権者（受注者）と別途協議のうえ定めるものとする。

9. 契約に関する事項・その他留意事項

（1）提案内容の仕様書化及び不履行時の措置
提出された提案書等に記載された事項は、本契約時の仕様として取り扱う。本市と受注者との協議により変更・削除等を行った事項を除き、提案内容が履行されなかった場合は、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

（2）個人情報・情報公開及び著作権
提出された個人情報は審査等の目的以外に使用しない。また、提案書の著作権は参加者に帰属するが、本市は審査及び公表に必要な範囲において、無償で複製・使用できるものとする。なお、企業の知的財産・ノウハウ等については原則非公開とするが、情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、企業に意見照会を行ったうえで公開することがある。

（3）知的財産権等のトラブル
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、第三者の権利の対象となっている製品・技術を使用した結果、第三者との間に紛争等が生じた場合の責任及び損害賠償は、すべて応募者が負うものとする。

（4）下請（再委託）の事前承認
提案書に記載した内容に基づき適正に業務を遂行すること。提案書に記載した内容や条件等と異なる下請（再委託）を行ってはならず、事実と異なる虚偽の記載や申告をしてはならない。 なお、やむを得ない事情により下請先や業務内容を変更する場合は、必ず事前に本市へ申請し、承諾を得ること。

（5）労働関係法令の遵守
本事業の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか関係法規を遵守し、適正な労働環境の確保に努めること。

（6）直接の問い合わせ禁止
LED 化の対象施設（各学校等）へ、電話等により直接本事業に関する問い合わせを行うことは厳に禁止する。ただし、現地調査の実施に向けた事前の連絡・日程調整など、通常の業務上必要な連絡を行うことは妨げない。なお、プロポーザルの提案内容や仕様に関する質問、協議等については、学校側へ直接行うことは一切認めない。これに違反した場合は、審査の対象外（失格）とする場合がある。

（7）本プロポーザルの中止等
本市の事情又はその他のやむを得ない理由により本プロポーザルを実施することが困難と認めるときは、本プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、参加者がいかなる損害を受けたとしても、本市はその賠償の責を負わないものとする。

（8）費用負担
本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。

（9）秘密保持
参加者は業務の遂行上知り得た内容を他人に漏らさないこと。

（10）連絡先の明記
提出書類には、担当者の連絡先を必ず明記すること。

（11）提出書類の取扱い
提出された書類は、返還しない。また、提出された企画提案書は参加者に無断で本件以外に使用しないが、審査に必要な範囲において複製することがある。

（12）提出期限後の対応
提出期限後の問合せ、質問、書類等の追加・修正には応じない。

（13）虚偽・不正への対応と失格
選考段階で提案の虚偽、不正および違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。また、参加表明書、資料、プロポーザル提案書等に虚偽の記載をした場合においては、大和郡山市入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止を行うことがある。

（14）審査の非公開と結果の公表（異議申立ての禁止）
プロポーザル提案書の審査経過については一切公開しない。ただし、審査の結果については

市ホームページ等において公表するものとする。 なお、審査結果に対しての異議申立ては、一切受け付けない。

（15）使用言語及び通貨
本業務手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

（16）その他
同一企業の複数応募は行わないこと。